

## 「DS器物損壊刑事事件」

### 1 主題

「緊急状態での器物損壊罪の成否」

### 2 主題について

本授業は、「緊急状態」において、他人の物を壊してしまったB君の行為について罪に問えるかを子どもたちに問うことで、「国家の刑罰権」の意義について深く考えさせることを目的としている。

新学習指導要領では、小学校第6学年において、「国民の司法参加」を扱うようにとの記述があり、これを受けて同要領の解説において、「国民の司法参加」については、「国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心をもつようにする。」と記述されている。そのほか、高等学校・公民科・現代社会でも裁判員制度を取り扱うように求められている。

言うまでもないが、学習指導要領にこれらの記述がなされたのは、2009年にスタートした裁判員裁判に将来、子どもたちが参加することが想定されているためである。裁判員裁判は、国民の司法参加を促進するため、司法制度改革の目玉として導入されたものであり、刑事裁判に国民の感覚を反映することを主眼としている。では、このような裁判員裁判制度を実のあるものにするには、子どもたちに具体的にどのような知識・能力・態度を身につけさせるべきであろうか。

この点について、裁判員裁判の具体的な手続や、刑事裁判のルールを子どもたちに教えることも必要である。しかし、私達リーガルパークは、国家が国民に対して刑罰権を行使することの重みについて子どもたちに考えてもらうことが最も重要であると考えている。

刑事裁判の厳格な手続や、証拠裁判主義、無罪推定などの刑事裁判上のルールはすべて国家が刑罰権を行使することが国民の権利に対する重大な制約にあたることに鑑み、それが不当に行行使されることがないようにとの配慮から生まれたものであり、国家の刑罰権の行使を適切にコントロールすることがその出発点である。

子どもたちには、国家の刑罰権を行使することの重みを知ってもらい、将来、裁判員として被告人の前に立つ時に、自らが国家の刑罰権行使に参加していることの意義を理解したうえで、裁判員としての職責を十分に果たして欲しいと考える。

本授業で扱う事例において、C君の行為は形式的には器物損壊罪にあたるものと考えられる。しかし、C君の行為に対して刑罰権を行使すべきかどうかは判断が分かれるところであろう。子どもたちに、国家刑罰権を行使することの重みを理解したうえで、C君を罰すべきか否かを慎重に考えてもらうことが本授業のねらいである。

なお、事例で扱った器物損壊罪は、通常は裁判員裁判の対象事件ではなく、また、C君には少年法が適用されるが、本授業においてはこれらの点を考慮せずに裁判員裁判形式で授業を行うこととする。

### 3 新学習指導要領における位置づけ

#### (1) 小学校第6学年「社会」第2・各学年の目標及び内容

〔第6学年〕3・内容の取り扱い

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の産研宗吾の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

【↓小学校学習指導要領解説「社会」より】

「国民の司法参加」については、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心をもつようにする。

(2) 高等学校「公民・現代社会」

内容の取り扱い (2)エ

「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。」

4 指導目標

説例に基づき、国家刑罰権の意義について考える姿勢を持つ

5 評価基準

国家刑罰権の行使について考える姿勢を身につける

6 授業の形態

本授業は、模擬裁判の形式をとるものではないが、可能であれば事前に裁判員役の生徒(9人)を決めておき、その生徒が評議によって判決をするのが望ましい。

また、B君役については、教員やゲストティーチャー(弁護士)などがやったほうが生徒たちが実のある議論をすることができると思われる。B君役の者はある程度事前に設定を考えておく必要がある。

7 指導計画(本時は50分×2を想定している)

本時に先立って裁判員裁判制度の簡単な解説の授業を行うことも考えられる。

学習内容	学習活動	指導上の留意点	評価
説例の確認	T 事例について内容を確認	事例のポイントを生徒が理解出来るように留意する	
	T ・器物損壊罪(刑法261条)について説明 ・民事上の責任と刑事上の責任の違いについて説明する	条文を読み、生徒が器物損壊罪の要件・刑罰を理解出来るように留意する。	
	各自の意見を発表する		
	T 検察官チーム(犯罪成立側の意見) S1 ・B君は犬に危害を加えられたわけではない ・DSを投げつける以外にも逃げるなどの方法があった ・わざと投げつけている以上、器物損壊罪は成立する ・約束をやぶって公園の外に出てしまっている		

	<p>T 弁護人チーム（犯罪不成立側の意見） S2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逃げることはできなかった</li> <li>・B君はパニック状態だったからやむを得なかった</li> <li>・緊急避難（刑法37条）にあたる</li> <li>・犬に危害を加えられていなくても、危害を加えられそうだったのだから仕方なかった</li> </ul> <p>T 相手方の意見に対して反論してみよう。その際に、「緊急非難」にあたるとなぜ処罰されないのか考えてみよう。</p> <p>S1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園から出なければそもそも犬に会うこともなかった</li> <li>・パニック状態だったとは言えない</li> </ul> <p>S2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨が降っていたのだから公園から出るのはやむを得なかった</li> </ul>	<p>「緊急避難」について条文を紹介する</p>	
<p>争点の整理</p>			
	<p>T</p> <p>○考え方の筋道を説明する</p> <p>①B君の行為が器物損壊罪にあたるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DSが壊れることを認識していたかどうか（故意の問題）</li> <li>・B君がパニック状態だったかどうか（責任能力の問題）</li> </ul> <p>②器物損壊罪にあたるとして、「緊急避難」といえるかどうか</p> <p>○「緊急避難」にあたるとなぜ処罰されないのか説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家の刑罰権の重みについて説明 →刑罰権の行使は人権に対する重大な制約であり、真にやむを得ない場合でない限り行使すべきではない</li> <li>・「法は不可能を強いない」ことの説明 →生命・身体に対する危険が迫っている緊急状態において、一切反撃をしてはいけないというのは不可能。 生命身体を守るための行為は一定の要件のもとで許されると考えるべき。 正当防衛・緊急避難はそれを条文化し</li> </ul>	<p>「緊急避難」という条文があるから処罰されないのではなく、そのような条文がなぜあるのかまで掘り下げて考えられるように留意する。</p>	

	<p>たものである。 検討すべきは、緊急状態といえるかどうか、やむを得なかったかどうか、生じた害が避けようとした害より小さいかどうかである</p>		
B 君に対する質問			
	<p>T ポイントが明らかになってきたところで、B君に対して質問を試みよう S (各自ポイントになる部分についてB君に質問をする)</p>		
最終意見陳述			
	<p>T ではそれぞれの立場から、裁判官チームに対して最終的な主張をして下さい。 S1 S2 それぞれの最終的な意見を述べる。 (裁判官チームを説得するように)</p>		
裁判官チーム評議・判決			
	<p>T それでは、裁判官チーム評議を行って下さい S3 (裁判官チーム) ・判決 有罪 or 無罪 ・理由について説明</p>	<p>裁判官チームは、他の教室や廊下へ移動して評議を行う。</p>	
まとめ	○国家の刑罰権の重みについて確認する		